

輸入公表三の9の(4)の(ホ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書CのグループIに属する物質の二号承認移行について

輸入注意事項16第1号 (16.5.28)

改正①輸入注意事項17第41号 (17.7.25)

平成16年5月27日付け経済産業省告示第189号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の一部を改正する規程)により、輸入公表三の9の(4)の(ホ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書CのグループIに属する物質については、平成16年5月30日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該物質については、モントリオール議定書第4条の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。